

いじめに悩んでいませんか？

～川口市は、いじめのない
まちを目指します～

いじめ問題の根絶を



11月はいじめ撲滅強調月間

◇いじめは人権を侵害する行為

いじめは、受けた子どもの心に、大人になっても消えない傷を残します。子どもたちが毎日楽しく、将来に明るい希望を持って生活していくためには、子どもに関わる全ての人と関係機関などが、いじめを許さないという意識を持ち、社会全体で向き合う姿勢が必要です。

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成29年4月1日施行

条例のポイント

市や学校、子ども関連団体など、全ての大人が、「いじめは、どの子にも、どんなところでも起こる問題である」との共通認識を持ち、地域社会をあげていじめの防止に取り組むことができるよう、それぞれの責務や役割を定めています。

取り組み①

いじめ対応教員の配置(市立学校各校)

- ・学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的役割を担います。
- ・子ども関連団体や関係機関などに対し、必要な措置や協力を求めます。
- ・「川口市いじめから子どもを守る委員会」などの調査・調整に協力します。

相談して
ください！



取り組み②

川口市いじめから子どもを守る委員会の設置

- ・3人の専門委員により構成。
- ・子どもや保護者、市民のかたからのいじめ相談に対応します。
- ・必要に応じ、学校や子ども関連団体などへの調査や是正措置の要請などを行い問題の解決を図ります。

川口市いじめから子どもを守る委員会「いじめ面接相談」

「いじめられている」「学校に相談できない」…

学識経験者・教育・心理の3人の専門委員が面接により丁寧に対応します。

悩みを抱えている本人を中心に、子どもの回復力や集団で繋がる力を引き出すにはどうすればよいかという視点に立って、相談・支援します。

面接予約電話 **048-258-4093** 月～金曜日 8:30～17:15
(祝日、年末年始を除く)

◆面接相談日：第1～3週の木曜日の午後 ※月により変動します。

問い合わせ…青少年対策室 ☎048-258-1115 FAX048-252-7776